



理由：協議会が改正「水防法」において法定化され、流域ごとの設置が原則とされたこと。

○水防法（昭和24年法律第193号）

※平成29年6月19日施行

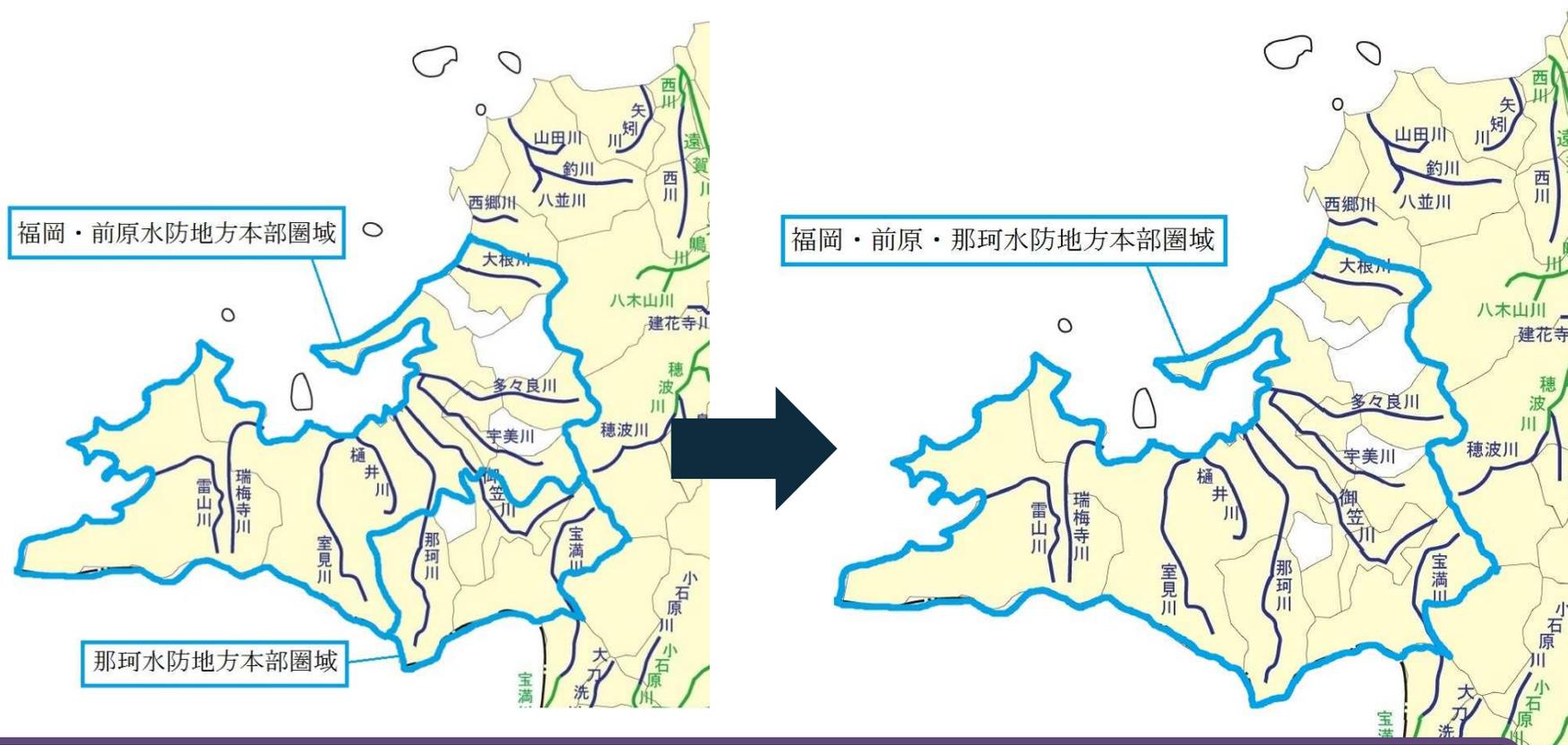
（都道府県大規模氾濫減災協議会）

第15条の10 都道府県知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川（＝洪水予報河川、水位周知河川）について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

「福岡・前原」圏域及び「那珂」圏域が位置する福岡都市圏は二級河川が近接しており、大規模洪水が発生した場合、浸水区域が広範囲に亘る可能性がある。

そのため、「福岡・前原」圏域と「那珂」圏域にまたがる広域避難計画の作成や、計画に基づく避難訓練の実施など、洪水氾濫に備えた取組を一体となって推進する必要がある。

「福岡・前原」と「那珂」両協議会の統合について②



両圏域間には、洪水予報河川・水位周知河川である御笠川、水位周知河川である那珂川が流れており、規約上、先に成立した「福岡・前原」に「那珂」を編入する形で、両協議会の統合を実施する。

※ 福岡・前原・・・H29. 5. **29**成立、那珂・・・H29. 5. **31**成立。